

JAF 公認競技

Legend of THE RALLY 2018



4-5 Oct. 2018

特別規則書

2018年7月5日

マツダスポーツカークラブ

レジェンド オブ ザ ラリー大会組織委員会



目 次

第1条	プログラム	2
第2条	競技会の名称	2
第3条	競技の格式	2
第4条	競技種目	3
第5条	開催日程および開催場所	3
第6条	競技会本部 (HQ)	3
第7条	コース概要	3
第8条	オーガナイザー	3
第9条	組 織	3
第10条	参加申込受付期間	4
第11条	参加申込および問い合わせ先 (大会事務局)	4
第12条	保 険	5
第13条	参加台数および受理	5
第14条	公式車検	5
第15条	タイヤ	5
第16条	参加資格	5
第17条	参加車両	5
第18条	クラス区分	6
第19条	参加者の遵守事項	6
第20条	ルート	7
第21条	ロードブック	7
第22条	チェックカード及びコントロールシート	7
第23条	チェックポイント (CP)	7
第24条	パスコントロールポイント (PC)	7
第25条	CP の通過方法	7
第26条	CP からのスタート	7
第27条	CP の開設・閉設	8
第28条	計時方法	8
第29条	減点	8
第30条	タイヤ交換	8
第31条	整備作業(サービス)の範囲	8
第32条	リタイヤ	8
第33条	罰 則	9
第34条	競技内容の変更	9
第35条	競技会の中止、延期、取り止め、打切り	9
第36条	損害の補償	9
第37条	抗 議	9
第38条	賞 典	10
第39条	本規則の解釈	10
第40条	本規則の施行	10



レジェンド オブ ザ ラリー 2018

公 示

2017年 JAF 公認「レジェンド オブ ザ ラリー 2018」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）の公認のもとに国際自動車連盟（以下「FIA」という。）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した JAF の国内競技規則とラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い、準国内競技ならびにクローズド競技の併催として開催される。

第1条 プログラム

7月23日(月)			
9:00～	参加申込受付開始		
8月31日(金)			
17:00	参加申込受付締切り		
9月18日(火)			
21:00	HPにて暫定参加クラス発表		
10月3日(水)			
19:00～21:00	受付① 参加確認	ロードブック配布	アンビエント安曇野
19:00～21:00	サービス受付①		一同上
10月4日(木)			
07:00～08:00	受付② 参加確認	ロードブック配布	乗鞍観光センター
07:00～08:00	サービス受付②		一同上
08:00～08:45	公式車両検査		湯けむり館駐車場
08:30～	第1回審査委員会		乗鞍観光センター
09:00	スターティングリスト発表		一同上
09:00～09:30	ドライバーズブリーフィング		一同上
09:45	集合フォト		湯けむり館駐車場
10:31～	ラリースタート		一同上
19:30	デイ2スターティングリスト発表		HQ 公式掲示板
10月5日(金)			
08:01～	デイ2スタート		アンビエント安曇野
19:00	暫定結果発表		HQ 公式掲示板
19:00～	表彰式 レジェンドパーティー		アンビエント安曇野
21:00	HQ 閉鎖		

第2条 競技会の名称

レジェンド オブ ザ ラリー 2018

第3条 競技の格式

JAF公認：準国内、クローズド競技併催 JAF公認番号 2018年 1131号

第4条 競技種目

ラリー競技開催規定の付則「第1種アベレージラリー開催規定」に従ったラリー



第5条 開催日程および開催場所

2018年10月4日(木)～10月5日(金)の2日間

長野県松本市周辺

アッセンブル & ラリースタート : 長野県松本市安曇 乗鞍高原湯けむり館
ラリーフィニッシュ : 長野県安曇野市 ホテルアンビエント安曇野

第6条 競技会本部 (HQ)

ホテルアンビエント安曇野

長野県安曇野市穂高牧 2230 TEL 0263-83-5550

開設日時: 10月3日(水) 19:00～21:00

10月4日(木) 13:00～20:00 (リモートHQ 07:00～12:00 乗鞍観光センター)

10月5日(金) 07:00～21:00

第7条 コース概要

総走行距離 : 460km [長野県松本市周辺 長野県; 430km、岐阜県; 30km]

デイの数 : 2

第8条 オーガナイザー

マツダスポーツカークラブ(略称 MSCC) (JAF 公認クラブ No.13014)

所在地: 〒154-0002 東京都世田谷区下馬 6-24-9 小島アルミ(株)内

TEL 03-3414-0176 FAX 03-3414-0472

代表者名: 西井 敏則

URL : <http://www.mazdasportscarclub.jp/>

第9条 組織

1) 大会役員

・大会会長: 澁谷 道尚 (JAF モータースポーツ名誉委員)

2) 組織委員会

・組織委員長: 西井 敏則
・組織委員: 丸山 尚人、佐藤 忠宜
・運営委員長: 中原 祥雅
・運営委員: 福井 一郎、佐久間 健、黒田 正彦、石垣 勤、市野 諒

3) 競技会主要役員

(a) 競技会審査委員会

・審査委員長: 小口 貴久 (JMRC 関東運営委員長)
・審査委員: 福士 克二 (FISCO クラブ)

(b) 競技役員

・競技長: 黒田 正彦
・コース委員長: 市野 諒
・計時委員長: 佐藤 忠宜
・技術委員長: 織原 敏明
・事務局長: 倉林 真理
・事務総長: 丸山 尚人



第10条 参加申込受付期間

- ・受付開始：2018年7月23日（月） 09:00
- ・受付締切：2018年8月31日（金） 17:00

第11条 参加申込および問い合わせ先（大会事務局）

- 1) 大会事務局 ; 〒106-0047 東京都港区南麻布 5-15-25-303
六幸館株式会社内 Tel 03-3440-0301
レジェンド オブ ザ ラリー 2018 大会事務局
E-Mail : legend_rally_info@trics.fiw-web.net
URL : <http://www.legend-of-the-rally.org>

2) 参加申込

オーガナイザー所定の下記書類に必要事項を記入し署名捺印の上、申込期間中に大会事務局に郵送、もしくは直接提出しなければならない。

提出書類

- ・参加申込書（含む、車両・保険申告/競技出場経歴申告/誓約書）
- ・サービス登録申請書
- ・参加者/車両紹介カード（クループロフィール）
- ・車検証（写し）
- ・競技用保険証（写し）（競技保険未加入者は第12条参照）

3) 参加料金

参加費/2名クルー ¥162,000-

参加費1名追加 ¥66,000-

参加費には、10月3日素泊り、4日 簡易朝食・昼食・夕食・泊、5日 朝食・昼食・表彰式レジェンドパーティ・泊、6日 朝食を含む

※10月3日（水）の宿泊を希望しない場合の料金は下記の通り（申込書に「水曜の前泊ナシ」と明記のこと）

・2名クルー ¥150,000.-

・1名追加 ¥60,000.-

4) サービス申込

サービスの申込についてはオーガナイザー所定の申請用紙に必要事項を記入し、参加申請と同時に申込むこと。

チーム員参加費1名 ¥56,000- 10/3（水） 宿泊込み

¥50,000.- 10/3（水） 宿泊ナシ

チーム員参加費には、10月3日素泊り、4日 簡易朝食・昼食・夕食・泊、5日 朝食・昼食・表彰式レジェンドパーティ・泊、6日 朝食を含む

※クルー（選手）と同室泊を希望する場合は申込書に「同室希望選手名」を記入のこと

5) 支払い方法

参加料、サービス申込料の支払い方法は下記銀行口座への振込みとする。

みずほ銀行 広尾支店

（普）2069516 レジェンドオブザラリー 丸山 尚人

※ 振込み手数料は申込者の負担とする。また、振込み期限は2018年8月31日（金）とする。

第12条 保険

ラリー競技に有効な対人賠償保険、対物保険、ならびに搭乗者保険に加入していること。



なお、JMRC 関東ラリー見舞金とスポーツ安全保険もしくは JMRC 関東ワンイベント見舞金等に加入することで保険に代えることができる。

(対人賠償保険、対物保険に相当する JMRC 関東ラリー見舞金(¥5,000/台)に加入するためには、搭乗者保険に相当する、スポーツ安全保険又は JMRC 関東ワンイベント見舞金(¥1,500/名)にクルー全員が加入していることが必須になります。)

JMRC 関東の見舞金制度への加入は参加申込書(保険申告)に必要事項を記入して主催者に申込みこと。

第 13 条 参加台数および受理

- 1) 総参加台数は 40 台までとする。申込状況により若干の参加台数の拡大を行う。なお、参加受理については過去のレジェンドラリー出場者を優先とし、参加申込み順にて締め切る。
- 2) 組織委員会は、国内競技規則 4-19 に従い、理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。
- 3) 正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返還されない。

第 14 条 公式車検

規定の時間内に車検に合格しない競技車両は、例外なくスタートできない。但し、競技会審査委員会が修復時間を与える場合がある。

第 15 条 タイヤ

JAF 国内競技車両規則第 2 編第 3 章第 6 条 6.2)に定められたタイヤの規則に準拠すること。かつタイヤはいかなる場合に於いてもスリップサインが出ていないこと。

第 16 条 参加資格

- 1) ドライバー及び、ナビゲーターは、レジェンドオブザラリーに相応しい資質を有すること。
 - 1 台の車両に乗車する定員はドライバー、ナビゲーター及び参加申し込みにより最大乗車定員までのチーム員を追加する事が出来る。
- 2) ドライバー及びナビゲーターは本競技会に参加申込を行う時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許証を所持していなければならない。
- 3) 上記 2.)における参加資格を満足しない場合でも、オーガナイザーの判断により参加を認める場合がある。
- 4) 20 歳未満の者が参加する場合には、親権者の承諾を必要とする。

第 17 条 参加車両

- 1) 1997 年以前に製造された車両で JAF 国内競技車両規則第 2 編ラリー車両規定に従った RJ 車両、RF 車両、RN 車両、F 車両とする。

2) ラリーコンピュータの使用禁止

車両から走行距離情報を取り出し時計と組み合わせて指示速度に対する早遅を表示することができ、かつ、パソコン(指示速度の変更)処理ができる機器、および、アプリケーションの使用を禁止する。また、ファイナルタイムを表示する (パソコン、タブレットやスマートフォンなどの) ラリーアプリケーションを使用禁止とする。

例)

×禁止されるもの : RP-80、RC-NONO、F-ROM、JX-555、JX-777、DENKA 前記機種と同等機能を有する機器、あるいは、DX500RALLY.PRO、



DX500RALLY.SHORT などファイナルタイムを表示するアプリケーション

3) 電子式トリップメーターの使用について

Legend クラス、**Historic** クラスは電子式トリップメーターの使用を禁止とする。
電子式トリップメーターとは、走行距離を算出するための情報を電气的に取り込む方式のトリップメーター、補正率を入力できるトリップメーター、何らかの方法により走行距離を検出しそれを表示する（パソコン、タブレットやスマートフォンなどの）アプリケーション。

1979年以前に製造された車両でも電子式トリップメーターを使用する場合は **Old & Devices** クラスとなる。

第18条 クラス区分

- 1) 参加車両クラス
 - a) **Legend** クラス 1971年以前に製造された車両
 - b) **Historic** クラス 1972年以降 1979年以前に製造された車両
 - c) **Old & Devices** クラス 1997年以前に製造された車両と電子式トリップメーター使用車両
- 2) 参加ドライバークラス
 - a) 71歳以上クラス ラリースタート日に満71歳以上のドライバー
 - b) 66歳以上クラス ラリースタート日に満66歳以上、満71歳未満のドライバー
 - c) 60歳以上クラス ラリースタート日に満60歳以上、満66歳未満のドライバー
 - d) 60歳未満クラス ラリースタート日に満60歳未満のドライバー
- 3) 参加ナビゲータークラス
 - a) 71歳以上クラス ラリースタート日に満71歳以上のナビゲーター
 - b) 66歳以上クラス ラリースタート日に満66歳以上、満71歳未満のナビゲーター
 - c) 60歳以上クラス ラリースタート日に満60歳以上、満66歳未満のナビゲーター
 - d) 60歳未満クラス ラリースタート日に満60歳未満のナビゲーター

第19条 参加者の遵守事項

- 1) 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
- 2) 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
- 3) 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
- 4) 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
- 5) 登録した乗員以外は乗車してはならず、1名のドライバーによって150km以上連続して運転しないこと。
- 6) 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- 7) 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
- 8) 安全ベルトは必ず装着すること。
- 9) 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
- 10) 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。



第20条 ルート

乗員(クルー)は指示された行程(整備作業を行うことができる場所及びサービスパークを含む)を正確に維持しなければならない。特に、ロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。

第21条 ロードブック

1) ロードブックに記載された指示事項に従い走行のこと。ロードブック内の特に指定のない距離は参考距離とする。

第22条 チェックカード及びコントロールシート

クルーは指定の時間内にチェックカード等をコントロールシートに貼付し、かつ必要事項を記入したうえでHQに提出しなければならない。

第23条 チェックポイント(CP)

- 1) CPは原則として進行方向左側に設置され、CP表示物によってその位置を競技者に明示する。
- 2) CPには分計時CPと秒計時CPの2種類があり、その区別はロードブックの指示書に記される。
- 3) 申告CP(秒計時)を置く場合がある。申告CPでは正解分は指示書に開示されるが正解の秒のみを計算しコントロールシートに記入の上提出する事。

第24条 パスコントロールポイント(PC)

- 1) 各CP間には速度変更地点(PC)を設置することがある。この地点までの所要時間計算の秒はそのまま加算し、秒未満は切り捨てる。
- 2) PCからの指示速度は指示書に記載する。

第25条 CPの通過方法

- 1) 特に指示されたCPを除きCP、フィニッシュの発見後、時間調整とみなされる徐行をした場合は競技役員が速やかにチェックインをうながし、さらにその指示に従わない車両はその役員が当該車両を発見した時刻を通過時刻として記録される。
- 2) 各CPのコントロールライン通過後はラインから10m~50m先のCP役員車停止位置に停車してチェックカードの交付を受けること。すでに停車中の競技車のある場合は前方車の後部に順次停車し、前方車が発進してから前進し正しい位置で交付を受ける。
- 3) 競技車はCP役員車の横に競技役員のため三角反射板が設置された場合、これに接触しないよう正しい位置に停車すること。
- 4) 計測ライン上を2台以上の競技車が並進して通過した場合、進行方向右側の車両は計時されない。
- 5) CP、フィニッシュに於いて先着車は後続車の進路を妨げてはならない。
- 6) CP、フィニッシュの発見は競技者の義務とする。

第26条 CPからのスタート

CPからのスタート時刻はチェックカードに記載されている時刻の秒を切り捨てて1分を加えた時刻とする。

(秒計時の時のCPカード記載時刻10:45'25"の時>10:46'00"スタート)



(分計時の時の CP カード記載時刻 12:35' の時>12:36'00"スタート)

第27条 CPの開設・閉設

CPの開設は1号車の通過(到着)予定時刻の15分前より開設され、閉鎖は最終号車の通過(到着)予定時刻の15分後を原則とする。ただし、全車の通過(到着)が確認された場合はこの限りではない。

第28条 計時方法

- 1) 計時はすべて秒単位で行われる。但し、分計時の場合は、分単位で行われる。
- 2) 計時に使用する時計は、オーガナイザーの用意した時計とする。

第29条 減点

- 1) 各クルーの成績は減点合計の少ないものを上位とする。同点の場合、減点0の区間の多いもの、それでも同点の場合は減点1の多いもの、減点2の多いもの、減点3の多いものと繰り返し最終的に同点の場合は抽選により決定される。
- 2) 区間標準所要時間に対する遅早1秒につき1点の減点。分計時の場合は遅早1分につき1点の減点とする。
但し、1CPあたりの最大減点を秒計時は300点、分計時は5点とする。
- 3) 2名を超える乗員がある場合、3人目以降の乗員数によりディスアドバンテージを与える。ディスアドバンテージは成績を決める減点に加算される。ディスアドバンテージは3人目以降の乗員1名につきデイごとに4点とする。デイのすべてのCPがキャンセルされた場合、そのデイのディスアドバンテージは与えない。
- 4) 以下の項目は500点の減点を与える。
 - ・ CP設置物に触れた場合
 - ・ CP不成立の区間で他に影響を与えた第一原因車
 - ・ 後続車の進路を妨げた場合
 - ・ CP不通過の場合
 - ・ CPカードの紛失の場合
 - ・ CPまたはフィニッシュ発見後、時間調整と見なされる停車をした場合
- 5) 500点を超える違反は競技会審査委員会の裁定による。

第30条 タイヤ交換

スペアタイヤの搭載は2本までとする。外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。

第31条 整備作業(サービス)の範囲

- 1) 整備作業は下記項目が許される。
 - a. タイヤ交換
 - b. ランプ類のバルブ交換
 - c. 点火プラグ交換
 - d. Vベルト交換
 - e. 各部点検増締め
- 2) 上記以外の整備については競技会技術委員長の許可がなければできない。
- 3) 当該車両のクルーが車載のタイヤ及び道具類のみを使用して、行う作業は、整備作業とみなさない。

第32条 リタイヤ

競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で大会事務局に連絡すること。



第33条 罰 則

参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合には、失格となる。

- ・ 対人あるいは対物事故を起こしたとき
- ・ 道路交通法に違反したとき
- ・ リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき
- ・ 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき
- ・ チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき
- ・ 車両規則違反が発見されたとき
- ・ 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき
- ・ 競技中に乗員または車両を変更したとき
- ・ 参加者または関係者間で不正行為があったとき
- ・ その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき
- ・ 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき

第34条 競技内容の変更

競技中に公式通知によって前出の指示と異なる新たな指示が与えられた場合はそこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする。

第35条 競技会の中止、延期、取り止め、打ち切り

- 1) 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期、途中取り止めることができる。
- 2) オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が20台に満たない場合は競技を中止または延期することができる。

第36条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。参加者はJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対してJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切補償責任を負わない。
- 2) 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

第37条 抗 議

- 1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、競技会特別規則書に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順及び道路状態に対する抗議は受け付けない。
- 2) 抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として1件につき20,900円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出されなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。
- 3) 競技に関する抗議は競技者のフィニッシュ後30分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、チェックカード及びタイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付された地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はそのポストチーフの署



名を得たもののみ有効とする。

- 4) 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- 5) 成績に関する抗議は暫定結果発表後 30 分以内に文書にて提出しなければならない。
- 6) 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正當に執行できる。
- 7) 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は 1 件につき代表者 1 名として上記の手続きを取らなければならない。

第 38 条 賞 典

- 1) 参加車両クラス
 - a) Legend クラス 1～3 位 楯、副賞
 - b) Historic クラス 1～3 位 楯、副賞
 - c) Old & Devices クラス 1～3 位 楯、副賞、4～6 位 副賞
- 2) 参加ドライバークラス (Legend クラスと Historic クラスを対象)
 - a) 71 歳以上クラス 1 位 楯、副賞
 - b) 66 歳以上クラス 1 位 楯、副賞
 - c) 60 歳以上クラス 1 位 楯、副賞
- 3) 参加ナビゲータークラス (Legend クラスと Historic クラスを対象)
 - a) 71 歳以上クラス 1 位 楯、副賞
 - b) 66 歳以上クラス 1 位 楯、副賞
 - c) 60 歳以上クラス 1 位 楯、副賞
- 4) 小田切順之杯
Legend クラスと Historic クラスの中で最も減点の少ないナビゲーター
- 5) アイワークス杯
レジェンドラリーに最も相応しいと思われるクルー
- 6) 日刊自動車新聞社杯
レジェンドラリーに最も相応しいと思われる車両

第 39 条 本規則の解釈

本規則ならびに各競技会特別規則書あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

第 40 条 本規則の施行

本規則は 2018 年 7 月 5 日より実施する。

2018 年 7 月 5 日
レジェンド オブ ザ ラリー 2018
大会組織委員会